

令和5年刈谷桜まつり 出店募集要項

1 桜まつり概要

(1) 出店場所

亀城公園（体育館南側）、洲原公園（遊具広場前園路）

※場所詳細図は別紙参照

※設営状況等により変更する場合があります。

(2) 出店期間

令和5年3月25日（土）から4月6日（木）まで <13日間>

午前10時00分から午後9時00分まで

※アルコールの提供可、夜間ぼんぼりライトアップあり

(3) 来場者数実績

約81,286人（平成31年度）

(4) 主 催

刈谷市観光協会

【注意事項】

令和5年の刈谷桜まつりについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、以下のとおり主催者が開催可否の判断を行いますのでご了承ください。

開催期間（令和5年3月25日から同年4月6日）を含む期間で愛知県に緊急事態措置、医療非常事態宣言が発出、または発出される見込みの場合

→ 開催規模の見直し（出店時間短縮、夜間ぼんぼりライトアップ中止、等）

2 出店概要

(1) 内容

飲食物の販売及びパンフレット・チラシ類の配布、商品展示によるPRなど。ただし、市内実店舗の事業内容に関するものに限りません。

飲食物の場合

- ・市内に店舗を有し、当該店舗で食品営業許可を受けていること。
- ・出品品目は、保健所で食品営業許可の受けられる露店品目に限る。

(2) 出店条件

申込み時点で、以下の条件を満たしていること。

① 刈谷市商店街連盟加盟店、かつ、刈谷市観光協会会員

※出店申込書及び食品営業許可証（写）等添付書類（参照「(8) 添付書類」）に事実と異なる場合や不備がある場合は、刈谷桜まつり事務局及び刈谷市商店街連盟で審査し出店をお断りする場合があります。

② 販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険に加入していること。

③ 移動販売車での販売は不可

※新規に食品営業許可証を取得し、申込期限までに提出できない場合は、**3月2日（木）**の出店者説明会終了後までに、刈谷市商店街連盟事務局まで提出してください（FAX又は郵送可）。提出のない事業者は、出店をお断りする場合があります。

※食品営業許可証の営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする場合があります。

※申込期限までに保険証券の写しが用意できない場合は、保険申込書の写しでも可としますが、この場合、後日、保険証券の写しを別途ご提出いただきます。

(9) 申込期限

令和5年 2月3日（金）午後4時まで

3 出店者説明会

(1) 出店者説明会

出店者に対する説明会は、以下の日程により開催しますので、必ず現場の責任者の出席をお願いします。なお、出店場所の決定も行います。

日 時 令和5年 3月2日（木）14時～

場 所 刈谷市産業振興センター 203会議室

(2) 出店料の支払

出店料①41,000円について、出店者説明会にて、お支払いください。なお、お釣りのない様にご準備をお願いします。

※出店料は、原則返金いたしません。

※出店者説明会当日にお支払いいただけない場合は、出店できません。

(3) その他

- ・本要項とは別に、出店者説明会の案内はいたしません。
- ・出品品目の変更は、上記出店者説明会終了後まで可能です。それ以降の変更はできませんのでご注意ください。

4 連絡網について

桜まつり開催前の連絡事項や開催期間中のトラブルの際には、下記の連絡網のとおり連絡をお願いします。



※開催期間中の夜間・土日に関しては、刈谷桜まつり事務局もしくは各会場の現場責任者へ連絡をお願いします。

5 注意事項

- (1) 当日は、必ず刈谷桜まつり事務局の指示に従い、出店申込書に記載の現場担当者を1名以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。
- (2) 展示、販売及びPRは許可された出店場所内のみで行い、その他の場所での広告、宣伝、

販売などの行為は行えません。

- (3) 火気の使用については、別紙「火気取扱い注意事項」を厳守してください。違反することがあれば、ただちに撤収していただきます。
- (4) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者により必ず各ブース下(売り場含む)にビニールシート(防炎性のもの)を2重で敷いてください。汚した場合、出店者で清掃するなど対応をお願いいたします。なお、シート等が敷かれていない場合や、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求させていただきます。
- (5) 調理に火気器具等(電磁調理器を含む)を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられていますので、必ず用意してください。
- (6) 市内店舗のPRを目的としていますので、店舗名を記載した看板を移動したり、商品看板やのぼり等で隠したりしないでください。
- (7) 申請書類に虚偽の内容があった場合は、出店をお断りします。
- (8) 当日開催前に事務局が、各ブースの巡回を行います。申込品目以外のものを販売、使用禁止の機械等を使用していた場合は、販売を中止していただきます。
- (9) 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与していることが発覚した場合は、ただちに撤収していただきます。
- (10) 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの及び「くじ」の類は全面禁止しています。これらを行っていた場合は、ただちに撤収していただきます。
※禁止事例 ・ 1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。
・ サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。
・ 料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもろうなど。
- (11) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミ集積所に持ち込まれたりした場合は、処理費を請求させていただきます。
- (12) 出店にかかる盗難・紛失については、刈谷市観光協会及び刈谷桜まつり事務局は一切責任を負いませんので、夜間も含め出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- (13) 出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処してください。
- (14) 営業終了時刻は午後9時00分を予定しています。この時間に必ず営業を終了していただくよう時間厳守をお願いいたします。(刈谷市商店街連盟事務局にて電源を一括管理します)。

【以下、新型コロナウイルス感染拡大防止のための注意事項】

- (15) 並んでいるお客さん同士が密にならず、距離を保てるよう配慮し、間隔を空けて並ぶよう店舗側で整理・誘導を行ってください。
- (16) 出店者はマスクまたはフェイスシールド等を着用してください。
- (17) 出店者本人が新型コロナウイルス感染者となり外出自粛期間を経過していない場合、出店者の同居家族に感染者がいる場合は出店をお断りします。
- (18) 37.5℃以上の発熱や倦怠感のある方、及び咳やのどの痛み等がある方については、出店をお断りする場合があります。
- (19) 出店者はアルコール消毒液を用意し、お客様が消毒できるようにレジ付近に設置してください(費用は出店者負担)。
- (20) 現場担当者は、出店当日、出店者全員の健康状態を確認してください。
- (21) 飛沫飛散防止のため、発声による客引きは極力控えてください。

6 出店におけるペナルティ

本要項記載のルール遵守の徹底のため、刈谷市商店街連盟にて、チェックシートを用いてチェックを実施します。その結果、違反事項がある場合、後日、刈谷市商店街連盟等で募集要項等に基づき審査を行い、減点または注意を課します。

ペナルティ＝ 刈谷市観光協会主催の催事(桜まつり、わんさか祭り及びアニメ collection)でチェックを実施し、累積で2回減点となった場合は、刈谷市観光協会主催の催事への出店を1年間禁止します。また、注意が3回累積となった場合は、減点1とします。なお、減点・注意に関わらず、それぞれ指摘を受けた時から、3年経過後に消滅するものとします。

7 出店時について

食品を販売する事業者は、出店当日「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

8 荷物等の搬入・搬出について

搬入・搬出車両は、所定の駐車場に駐車し、次の時間帯は、路上及び公園内に車両を乗り入れないでください。

乗り入れ禁止時間帯：午前9時00分～午後9時00分

※指定された日（土日）におけるポンプ場北側スペースへの一時停車を除く。

- ・芝生内は、終日車両の乗り入れは不可となります。
- ・所定の駐車場への駐車は、1店舗につき1台までとしてください。
- ・搬入車の駐車場と混雑時の搬入についての詳細は、出店者説明会の際にお伝えします。

9 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟 あきんどぶら座事務局

〒448-0844 刈谷市広小路5丁目46番地

電話 0566-25-3015、FAX 0566-25-3035

■定休日 土・日・祝日 ■営業時間 午前9時30分～午後4時00分